

校務運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 廿日市市立廿日市小学校の校務を適正かつ円滑に運営・実施するため、法令及び廿日市市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(昭和61年4月1日教委規則第4号。以下「学校管理規則」という。)に従い、この規程を定める。

(職務)

第2条 学校管理規則第37条、38条、40条に定める職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 教頭は校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。また、校長に事故がある時や校長が欠けたときは、その職務を代理・代行する。
- (3) 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- (4) 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- (5) 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- (6) 事務職員は、事務に従事する。
- (7) 学校用務員は、用務に従事する。

第3条 前項に規定するほか、必要に応じて他の職員を置く。

- 2 職員は、定められた職務を遂行する。

第2章 校務運営に関する事項

(運営組織)

第4条 校長は、その権限に属する事務を職員に分掌させるため、「管理規則」第42条に基づき、校務分掌組織を定めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、校務運営組織に必要な事項は、校長が定める。
- 3 校務運営組織図は、別図「校務運営組織図」のとおりとする。

(学校企画委員会)

第5条 校長は、校務及び教育活動の適正かつ円滑な運営を図るため、学校企画委員会を設置する。

- 2 学校企画委員会は校長、教頭、主幹教諭、教務主任、研究主任、保健主事、生徒指導主事その他校長が認めたもので構成する。
- 3 学校企画委員会は校長が招集し、これを主宰する。
- 4 校長が必要と認めるときは、関係職員を学校企画委員会に出席させることができる。
- 5 司会は、主幹教諭、記録は、教務主任、研究主任、保健主事、生徒指導主事の輪番とする。

第6条 学校企画委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 学校経営ビジョン、教育目標に関する事項
- (2) 校務運営機構、分掌に関する事項
- (3) 学校行事に関する事項
- (4) 施設設備に関する事項
- (5) 緊急を要する事項
- (6) 学年主任会、職員会議の連絡・確認等事項
- (7) その他、校長が必要と認める事項

(学校評価委員会)

第7条 校長は、教育活動を改善し教育の質の向上めざすため、学校評価委員会を設置し、学校評価を実施するとともにその結果を公開するものとする。

- 2 学校評価委員会は、学校企画委員会をもって充てる。
- 3 校長は、学校評価委員会を招集し、これを主宰する。

- 4 校長が必要と認めるときは、関係職員を学校評価委員会に出席させることができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、学校評価委員会の業務及び運営について必要な事項は、校長が別に定める。

(いじめ防止対策委員会)

第8条 校長は、いじめの未然防止及び早期発見・解決を図るためにいじめ防止対策委員会を設置する。

- 2 いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。
- 3 いじめ防止対策委員会は、いじめの状況把握と分析、未然防止の体制整備、被害児童・保護者への相談及び支援並びに加害児童・保護者への指導・助言等を行っていく。

(不祥事防止委員会)

第9条 校長は、不祥事を起こさない職場風土をつくり、職員自らが職員相互の啓発を促進するために不祥事防止委員会を設置する。

- 2 不祥事防止委員会は、学校企画委員会ならびに校長が必要と認める職員をもって構成する。
- 3 不祥事防止委員会は、不祥事防止に係る取組についての協議、研修プログラムの企画・実施を行う。
- 4 不祥事防止委員会では、「体罰・セクハラ相談窓口」を設置し、相談日である毎月第3火曜日を中心に、体罰・セクハラに関する相談に応じる。

(学校衛生委員会)

第10条 校長は、学校における労働安全衛生管理体制を整備することにより、教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境を確保し、学校教育全体の質の向上に資するために学校衛生委員会を設置する。

- 2 学校衛生委員会は、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。
- 3 学校衛生委員会は、教職員の勤務環境管理、健康管理についての協議、安全衛生教育の計画を行う。

(学年主任会)

第11条 校長は、教育活動の適正かつ円滑な運営を図るため、学年主任会を設置する。

- 2 学年主任会は、校長の承認のもと主幹教諭が運営し、教頭、主幹教諭、教務主任、学年主任でもって構成する。
- 3 学年主任会は、学校企画委員会からの伝達事項の確認、学年相互の連絡調整等を図る。
- 4 司会は、教務主任が行い、記録は、学年主任の輪番とする。

(特別支援教育校内委員会)

第12条 校長は、特別支援教育を適正かつ円滑に進めるため、特別支援教育校内委員会を設置する。

- 2 主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、学級担任等をもって構成する。
- 3 校長が必要と認めるときは、関係職員を出席させることができる。

(校務分掌)

第13条 校長は、校務及び教育計画を、適正かつ円滑に実施するために、次の組織を置く。

- (1) 専門部（教務部、生徒指導部、保健体育部、研究部）
- (2) 学年部（1～6年、特別支援学級）
- (3) その他校長が必要と認める組織

(教務主任等)

第14条 校長の校務及び部の適正かつ円滑な運営を図るため、学校管理規則第43条・第45条に基づき、次の主任等を置く。

- 2 前項の主任等は次のとおりである。
 - (1) 教務主任
 - (2) 生徒指導主事
 - (3) 保健主事
 - (4) 研究主任
 - (5) 学年主任
 - (6) 司書教諭
 - (7) 特別支援教育コーディネーター
 - (8) 道徳教育推進教師

- (9) 体力づくり推進リーダー (10) ICT活用教育推進リーダー
(11) 幼保小連携担当教員 (11) 「学びの変革」推進教員
- 3 主任等は校長が命免する。
- 4 主任等の役割と職務内容は次のとおりとする。
- (1) 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案、その他教務に関する事項について統括する。
 - (2) 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項について統括する。
 - (3) 保健主事は、校長の監督を受け、保健に関する事項について統括する。
 - (4) 研究主任は、校長の監督を受け、研究推進に関する事項について統括する。
 - (5) 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言、運営にあたる。
 - (6) 司書教諭は、校長の監督を受け、読書活動推進に関する事項について統括する。
 - (7) 特別支援教育コーディネーターは、校長の監督を受け、特別支援教育に関する事項について統括する。
 - (8) 道徳教育推進教師は、校長の監督を受け、道徳教育の充実を図る事項について統括する。
 - (9) 体力づくり推進リーダーは、校長の監督を受け、体力づくり・遊び等に関する事項について統括する。
 - (10) ICT活用教育推進リーダーは、校長の監督を受け、ICT活用教育に関する事項について統括する。
 - (11) 幼保小連携推進教員は、校長の監督を受け、幼保小接続に関する事項について統括する。
 - (12) 「学びの変革」推進教員は、校長の監督を受け、「学びの変革」に関する事項について統括する。

(各種会議)

第15条 校長は、校務運営及び教育計画を適正かつ円滑に実施するために次の会議を置く。

- (1) 専門部会（教務部、生徒指導部、保体部、研究部）
- (2) 学年部会（1～6年、特別支援学級）
- (3) その他校長が必要と認める会議

(職員会議)

第16条 校長は、校務運営上必要と認めるときは、校長の職務の円滑な執行を補助させるため、職員会議を置くことができる。

- 2 職員会議は、校長が招集し、主宰する。
- 3 前2項に掲げるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。
- 4 司会は、主幹教諭が行い、記録は、学年部会の輪番とする。

(学校評議員)

第17条 校長は、校長の権限と責任に属する学校運営上の事項に関して、校長の求めに応じ、意見を聞くため学校評議員を置く。

- 2 学校評議員は、本校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから校長が推薦する。

(学校関係者評価委員会)

第18条 校長は、学校経営に係る中間評価や年度末評価などの自己評価の結果について評価を求めるため学校関係者評価委員会を設置する。

- 2 学校関係者評価委員は、本校の職員以外の者で、教育及び組織経営に関して識見を有する者（保護者・PTA役員、学校評議員、地域住民など）の中から校長が委嘱する。

(学校保健委員会)

第19条 校長は、廿日市小学校児童への健康教育を推進し、健康・安全の保持増進を図るために、学校保健委員会を設置する。

- 2 本委員会は、次によって構成する。

学校；校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，養護教諭，学年主任（代表）
校医；学校医，学校歯科医，学校眼科医，学校薬剤師
PTA；PTA会長，副会長，保体委員長

（食物アレルギー対応委員会）

第20条 校長は，児童の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議，決定するために食物アレルギー対応委員会を設置する。

2 本委員会は，次によって構成する。

校長，教頭，主幹教諭，保健主事，養護教諭，給食担当教諭，学年主任，担任

（事務処理）

第21条 学校における事務処理は，校長決裁により行う。

第3章 施設・設備の管理

（警備防火の計画及び分担）

第22条 警備及び防火の計画並びに責任分担は校長が定める。

（施設・設備の管理）

第23条 前条に定めるもののほか，学校の施設及び設備の管理について必要な事項は，校長が定める。

第4章 その他

第24条 この規程に定めるもののほか，本校の校務運営に必要な事項は，校長が別に定める。

附 則

この規程は，平成15年4月1日から施行する。

この規程は，平成16年4月1日より一部改正する。

この規程は，平成16年9月1日より一部改正する。

この規程は，平成17年4月1日より一部改正する。

この規程は，平成18年4月1日より一部改正する。

この規程は，平成19年4月1日より一部改正する。

この規程は，平成21年4月1日より一部改正する。

この規程は，平成23年4月1日より一部改正する。

この規程は，平成24年4月1日より一部改正する。

この規程は，平成26年4月1日より一部改正する。

この規程は，平成27年4月1日より一部改定する。

この規程は，平成28年4月1日より一部改定する。

この規程は，平成29年4月1日より一部改定する。

この規程は，平成30年4月1日より一部改定する。

この規程は，平成31年4月1日より一部改定する。

この規程は，令和 2年4月1日より一部改定する。

廿日市市立廿日市小学校 学校衛生委員会設置要綱（準則）

（設置）

第1条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び廿日市市立学校職員衛生管理要綱（平成28年8月1日施行。以下「要綱」という。）の趣旨に沿い、職員の安全の確保及び健康を保持増進し、快適な職場環境の形成を促進するため廿日市市立廿日市小学校衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員の構成）

第2条 委員会の委員は、要綱第9条第3項及び第4項に基づき、次の者をもって構成する。

- （1） 主任安全衛生管理者（校長）
- （2） 衛生推進者（教頭）
- （3） 職員のうち衛生に関して経験を有する者のうちから所属長が指名する者3人
（主幹教諭，生徒指導主事，養護教諭）
- （4） 主任安全衛生管理者が必要と認める職員

2 第1項第4号に掲げる委員の任期は1年とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員会の開催）

第3条 委員会は、原則毎月開催する。（企画委員会開催時に開催）

2 主任安全衛生管理者が必要があると認めるとき、又は委員の3分の1以上の請求があったとき開催する。

（委員会の招集）

第4条 委員会は、議長（主任安全衛生管理者）が招集する。

（定足数）

第5条 委員会は、過半数の委員が出席しなければ開催することができない。

（表決）

第6条 議事は、出席委員の総意に基づいて決める。

（関係職員の出席）

第7条 主任安全衛生管理者又は委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求めることができる。

2 主任安全衛生管理者又は委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある関係機関職員の出席を求めることができる。

（記録等）

第8条 委員会の議事の概要については職員に周知させなければならない。

2 委員会の重要な議事については、議事録を作成し、3年間保存しなければならない。

3 議事録中、衛生管理上重要な事項については、教育長へ報告し、意見を述べるものとする。

（庶務）

第9条 委員会の記録等の庶務は、委員会で定めるところにより処理するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日より一部改正する。

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。